

京都市告示第 16 号

京都市国民健康保険条例第 14 条第 1 項、第 14 条の 7 第 1 項及び第 15 条第 1 項に規定する保険料率は、次のとおりとし、平成 21 年 4 月 1 日から適用します。

平成 21 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

1 第 14 条第 1 項に規定する保険料率（基礎賦課額）

(1) 所得割 100 分の 7.72

(2) 被保険者均等割 25,520 円

(3) 世帯別平等割

ア イに掲げる世帯以外の世帯 19,110 円

イ 第 14 条第 1 項第 3 号に規定する特定世帯 9,560 円

2 第 14 条の 7 第 1 項に規定する保険料率（後期高齢者支援金等賦課額）

(1) 所得割 100 分の 2.77

(2) 被保険者均等割 8,270 円

(3) 世帯別平等割

ア イに掲げる世帯以外の世帯 6,200 円

イ 第 14 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する特定世帯 3,100 円

3 第 15 条第 1 項に規定する保険料率（介護納付金賦課額）

(1) 所得割 100 分の 2.15

(2) 被保険者均等割 8,510 円

(3) 世帯別平等割 4,580 円